

令和元年8月2日提出

令和元年8月市議会臨時会 議案参考資料

木更津市

令和元年8月市議会臨時会議案参考資料目録

議案番号	件名	頁
議案第74号	手数料条例の新旧対照表	1

新旧対照表

○議案第74号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号 別表第1（第2条）			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号 別表第1（第2条）		
事務の種類	単位	金額	事務の種類	単位	金額
略	1件につき	300円	略	1件につき	300円
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書、同法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において読み替えて準用する同法第12条の3第8項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書、同法第20条第1項、第3項又は第4項に規定する戸籍の附票の写し及び同法第21条の3第1項、第3項又は第4項に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付		（木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年木更津市条例第19号）第2条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）により交付する場合にあつては、100円）	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し（同法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している場合にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）及び同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し（同法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している場合にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類）についての証明		（木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年木更津市条例第19号）第2条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）により交付する場合にあつては、100円）
略			略		